

# 山梨県と住友生命保険相互会社との包括連携協定締結式

日時 令和6年2月15日（木）10:30～

場所 特別会議室

## 次 第

1 開式

2 協定書署名

山梨県知事

長崎 幸太郎

住友生命保険相互会社 取締役 代表執行役社長

高田 幸徳

3 写真撮影

4 長崎知事あいさつ

5 高田取締役 代表執行役社長あいさつ

6 共同記者会見

7 閉式

## 山梨県と住友生命保険相互会社との包括連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、山梨県の県民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協力により、双方の資源を有効に活用した取組を実施することによって、地域の様々な課題に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる連携事項について協力して取り組むものとする。

- （1）人口減少対策に関すること
- （2）健康増進に関すること
- （3）子育て支援に関すること
- （4）男女共同参画・共生社会の推進に関すること
- （5）多様な学びの機会の提供に関すること
- （6）くらしの安心・安全に関すること
- （7）カーボンニュートラルの推進に関すること
- （8）その他、地域活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関連法人に実施させることができる。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事業において、相手方から知り得た秘密情報について本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示してはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による申し出がないときは、更に1年間更新することとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月15日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

住友生命保険相互会社  
取締役 代表執行役社長